

法人名:独立行政法人福祉医療機構

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費一口当たりの金額、 もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区 分	国所管、都道府 県所管の区分
(公社)日本監査役協会	会費(年会費)	160,000	年会費 1人目 100,000 2人目以降60,000	平成25年5月30日	監事(監査役)監査に係る情報 収集、意見交換及び同協会主 催セミナーに参加するため。 もって、機構の監事監査の品 質向上に資するため。	公社	国所管
(公財)21世紀職業財団	「パワーハラスメント防止 研修」参加料	120,000	-	平成25年12月13日	-	公財	国所管
(公社)山形県社会福祉振興会	平成25年度退職手当共 済業務委託費	864,000	-	平成26年3月14日	-	公社	都道府県所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。